

女性学の座標軸 ～性差別とフェミニズムの実践～

國 信 潤 子

1. はじめに～女性学の由来～

1-1. 実践的側面

日本における女性学は1977年に最初の研究会が発足して以来今日では学会としても確立され、¹⁾ 世界各国の大学・研究機関などとも交流しながら展開している。その背景には日本における新しい女性解放運動で後に「ウーマン・リブ」とよばれるようになった運動があった。²⁾ また世界的動向としては1975年は国際女性年、そして1976年から85年までは「国連女性の10年」があった。この時期国連および世界各国政府は国連憲章に基づく人権擁護の視点から女性差別撤廃を政策として打ち出した。この動向は、欧米における60～70年代のフェミニスト運動の盛り上がりが国連に影響を与えた結果として形成されたものである。³⁾ 女性学という言葉；women's studiesもまたこの時期の運動と理論の相互作用に由来している。⁴⁾ 日本では当初フェミニズム研究としての女性学は女性社会学の研究から始まりその後あらゆる学問領域をフェミニズムの視点で再検討してゆくものとなった。⁵⁾

今日、女性の人間存在としての本質論的「利権」を政治的にまた社会的に擁護し、女性差別を撤廃するために政策推進がなされている。各国政府による取り組みも1975年以降本格化している。こうして世界的な政治的努力が世界人権規約の一つである女性差別撤廃条約として結実したことは周知のことである。この目的のために国連による世界女性会議が過去3回開催され、今年、1995年

夏には4回目の女性差別撤廃のための世界女性会議が北京において開催される予定である。

このような世界的動向と連動している女性学は、今日本においても着実に浸透してきている。^⑤ それは性差別の理論的分析と新たなジェンダー関係の形成を目指す実践的側面を有する。

1-2. 女性の「主体」概念の探究としての女性学

女性学というと女性のみを対象として、女性差別撤廃の政治的戦略を目的論的に理論化するためのみの領域という理解があるがそれだけではない。女性学は従来あった婦人問題研究や各種女性問題関連領域の問題解決型の目的論的学問を相対的に捉え、さらに包含域を拡げたのである。つまり女性学は女性を主体とした女と男の社会・文化的関係、そして認識論、さらには価値判断や言葉などを考察する学問領域でもある。

一部の研究者にはこの領域こそが学問であり、それ以外は「イデオロギー」だという説がある。しかしそれはあまりに狭量な「学」の理解である。こうした理解があるため日本では women's studies の訳語として女性に「学」という文字をつけたことに賛否両論の議論があった。そこには功罪両面の効果があった。功の側面は従来あった婦人問題、女性史、女子労働論、フェミニズム文学批評などの言葉で分断されていた学問諸領域に通底する要素の析出が可能になったことである。つまり性差別の有無、認識、評価も含めて学際的構造分析が可能になったのである。こうして女性が主体としてはじめて妥当な位置を学問においててたのであり、女性にとっての「知」の実験室がやっとできたのである。当然そこでは女性・男性の「主体」論争もなされねばならない。従来の「男は全体で女は部分」という認識構造の再検討である。それは今始まったばかりだ。

罪の側面はそれは「研究者」のものであり、「象牙の塔」にいる書斎派学者のもので一般民衆、ましてや社会的に抑圧、搾取された人とは別世界という意識

が一部の人にもたれたことであった。つまりフェミニズムが性差別撤廃の闘争のための知であると同時にそのフェミニズム自体が研究対象となることで言語レベルの多層化が起こる。こうした構造化は女性学には不可欠のものであり、かつ意味のあるものである。

1-3. 女性学の視点

女性学が学際的研究として1970年代に生まれ、独自の領域を模索しながらも世界的に広がりつつある理由は、その視点への共感がある。それは従来知識全般にあった背後仮説としての男性中心主義への批判である。⁷⁾特に学問のなかにある規範には男性主体を人間一般とすり替え「客観」あるいは批判の余地のない「正典」としてきたことへの異議申し立てがある。女性もまたこの規範のなかで自己形成され、「社会化」されているためこの背後仮説は見えない「所与のもの」となる。女性学の二重の成立基盤の脆弱さはこの女性主体自体が男性規範と不可分にあることであり、さらにもう一つの理由は社会的弱者からの規範への異議申し立ては常に「不自然」「非常識」とされることにある。

従来社会制度上の規制から知識の生産者として男性が多数をしめており、女性は知識を学ぶことからさえも排除されてきた長い歴史がある。それ故に女性にとっては、男性の視点が「客観」や「規範」を成していることを批判する以前に、その価値の内面化こそが知の探究の作業となる。またそこで正典化された人間観、学問観に寄り添うことこそ「学の探究者」として最優先事項であり良識であるとされる。なぜならそうすることによって「プラス」の評価を得られるからである。

このように定型化され「確立」されてきた「ジェンダー」とそれを価値として実践、流布してきた社会規範への批判が女性学の出発点にはある。つまり正典としての学は普遍なのであるから男女の差はなく、あるいは唯一無二の「客観」であるという信仰に近い既成概念を再検討するのである。女性学がその根幹に置くフェミニズム思想は既成の女らしさ、つまり女は「従順」「感情的」「依

存的」あるいは「母性の本能化」、「家事・育児は女性の天職」などの既成概念化された心理特性や固定的役割に束縛されない主体を模索する。社会的事実として従来女性役割はその生物学的特性を根拠に処女、母そして娼婦に区分され、定型的表現をされてきた。それがまたかも女性の生得的特性であるかのように。そしてそれ以外の言説をもち、行動する女性は制裁をもって禁止されてきた歴史的現実がある。「性の二重規範」はその典型である。つまり主体性を主張する女性は常に「逸脱」とされ、知の分類項目から除外されてきたのである。しかも「その禁止は社会的に万全な制度のなかでいくつものレベルに分けて学習させられてきた。」⁸⁾ それは教育制度、家族制度、性の制度などである。女であることはずなわち母親であり、子を産み育てることも選択の余地なく女の義務とする価値が主流をなしてきた。他方そうではない生き方を選べた女性の言説は過小評価され、往々にして抹殺された。⁹⁾

このように制度として構造化された家父長制を認識すること自体、規範のなかで分離しがたく自己を形成してきた人間にとっては至難である。なぜなら自分がその一部をなす規範のなかで自己を再定義するという極めて矛盾に満ちた、ときには自己否定的作業がそこにはあるからである。

そのためにはまず女性が自らの体験を重視し、自己開示のための言葉を持つことからしかもう一つの自己は形成できない。女性学は「女性たちが自立的な自己主張のできるもう一つの自分を構築してゆく」¹⁰⁾ ための学であらねばならない。このようなことが今必要とされる理由は、女性が歴史的にも男性中心社会のもとで自らの主体性を確立することを阻まれてきたためである。つまり「女性たちはその生き方について究極的な価値判断を男性たちにゆだねてきた」経緯がある。こうした認識に基づいて社会関係に埋もれる自己を掘り起こし再生することが女性学の第一の作業である。それはまず構造的な女性主体の欠落状況を回復させることが不可欠である。それはまた男性というもう一つの性との社会関係なしには不可能である。しかしそれはあくまでいくつかの社会関係の一つとしてある。

2. 性差別の潜在化

性差別の潜在化は次のような言説として達成される。すなわち「男女平等というようなレベルでしか語れない知識は学ではない」、「学は社会改善運動とは別である」という説がある。つまり「政治」と「学」のステレオタイプ化された峻別である。そしてこの混在は芸術表現において特に「不純物」扱いを受け、除外されてきた。あるいは「それは常識化された日本国憲法にも明記されているからもう拘泥するようなことではない。」さらには「戦後男女平等教育が浸透したので、性差別を社会問題として取り上げる必要はなくなっている。」つまり、もう日本社会には性差別問題はないというのである。

あるいは「一部の被害妄想の人にはのみそれはある」、「性による差別の有無は個人の認識、価値観、感性の差異の問題であるから客体としての社会に在るのではない」という言説もみられる。つまり性による差別はあまりに完全にみえなくされているので、それを再発見できないのである。さらに「思想・言論の自由のある社会において性差別は社会問題化できない」という人もいる。これは自由の名のもとに問題を「嗜好性」のレベルに置きかえて非政治化してゆく常套手段である。

このいずれも建て前上、今では男女平等は原則であり達成済みとする認識にたっており、むしろここに性差別問題の根の深さがある。特に人文主義的「主体」概念では「差別」は評価形態の一つであり、それを禁止しては自由な表現を統制することになり、想像力を萎えさせるものとされる。あるいは、「社会科学における客觀性」を志向する「学者」は個人が「価値自由」であることが可能であるという錯覚をもち、自己の存在拘束性を忘却の彼方に押しやる。¹¹⁾ このような言説はいずれも潜在化した性差別を取り立ててすることは「学」の仕事ではなく「社会改善運動家」にお任せしたいと考える。そこには非政治化された「学」の優位の意識が見え隠れする。こうして多くの人権侵害的差別は、差別する側、支配者、優位にたつ学者にとっては「自然」とみえ、単なる社会

構成上の区別であるとみなされる。人種差別、民族差別など全てに同様の構造がある。

しかしこの「区別」と「差別」の境界画定こそが問題なのである。それは性差別の場合、個人の自由な価値判断に任されるという一見放置されているようでありながら、実は男女の生物学的、身体的性差を根拠にした規範的概念としてある。この点は女性学で性差論争として70年代に論点となったところである。¹²⁾

このように、人間という概念のもとで女性・男性が「自然」に区別されているところにこそ性差別の問題があり、またその境界についての既成概念にこそ女性の主体性が、どのように扱われてきたかが象徴的にみえてくる。それは女・男の「主体」を区分すること自体が「客観的」ではないとして、実は男性を人間の典型として規範を形成してゆく。こうして女性主体が不可視化されてきた実態がある。このため女性自身もまた他の女性を不可視化する。さらに主体と社会という客体の不可分性を理由に、そこにジェンダー概念をいれることを禁欲することをもって学問的態度とするのである。つまり女性学の基礎にある分析枠としてのジェンダー概念自体をイデオロギーに偏向したものとみなし学問的研究とはみなさないといいういわゆる「純粹に客観的な学問研究」の立場がある。こうした態度は自己の存在拘束性の認識を欠落させたものであり、永久普遍の「正典」を幻想する結果として創造的思考を鋳型にはめてゆく。人文科学もまたこの存在拘束性からは自由ではありえない。それは想像する個人が他ならぬ社会の産物なのだから。

こうした正典幻想や客観信仰は結果として差別の存続を許し、女性差別を不可視化し、あるいはそれを「自然」とみなし補強、強化してきた歴史があることを認識する必要がある。

3. ジェンダー概念の転換にみるフェミニズムの実践例；女性差別撤廃条約

3-1. 性別役割分業の差別性の発見

この25年程の世界的女性差別撤廃の実践的運動の盛り上がりのなかで、地球規模である性差別構造の追究が進んだ。女性学は告発のみでなくその社会現象の解明を中心課題として一つの学際的研究領域を確立してきた。近年、その論点の一つとして注目されるようになったのは、男女の生物学的性差を根拠としたジェンダー（社会・文化的性差）の形成についてである。すなわち、生物学的性差を根拠に男女一般にそれぞれ定型的心理特性を既成のものとみなし、これにそって固定的性別役割を形成してきた歴史がある。性差別の根幹が現代においてはこの性別役割の固定化にあったという認識がされるようになった。

この認識は女性差別撤廃条約として今日人権規約化されている。すなわち1979年の第34回国連総会において採択され、日本政府も85年に批准した国際人権規約の一つである女性差別撤廃条約の基本理念には、この性別役割と性差別の関係が指摘され、その解消こそが性差別撤廃には不可欠であることが明記されている。この一つの価値判断はこの条約の前文で以下のように記述されている。

「社会および家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成には必要であることを認識し……」¹³⁾

この一節に表現された男女の伝統的役割つまり、現代の日本社会では、「男は仕事、女は家庭」という慣習として定型化されている性別役割分担の打破が性差別撤廃の必要条件であるという考えはこの条約の基本である。その実現のために女性差別撤廃条約は、国際法としては異例といわれるほどに家族、夫婦関係、子育てなど私的生活圈にまで言及し、そこでの意識の変革、慣習の撤廃を志向している。この条約は国連において日本も含めて今133カ国の政府が批准をした。それは新たな価値の提示であり、それは国際法で既に合意形成されて

いる。

この理念はフェミニズムの歴史の中でも注目すべき点である。たとえばこの条約の第一部、第一条の性差別の概念定義は次のようなものである。

「第一条 この条約の適用上『女子に対する差別』とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない）が男女の平等を基礎として人権および基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果または目的を有するものをいう。」

つまり性に基づく区別が差別となりうることをこの概念定義は指摘したことで注目される。慣習としてある女性らしさ、男性らしさの中には女性であればやさしさ、従順、感情的、思いやりがある等、男性であれば、攻撃性、論理性、管理能力といった心理特性を文化的に付与し、それに応じて役割を分離してきた。その特性をもとに今日の産業化された経済社会において女性一般は産む性を理由に生命再生産役割を分担している。つまりそれが「自然」で「不可避的」であると理解されている。こうして「女性が産む性」であることを役割限定の根拠としている規範があり、これが結果として現代女性に物質的生活基盤を喪失させ、自由を享有できなくしている。これは明らかに基本的人権を害することであるから、固定的に作られた性別役割は差別となるというのである。

今日、フェミニズムが批判する家父長制の温存、あるいは家庭における女性の従属は既に憲法上禁止されている。しかし「意識の中の制度」として在る。これは制度や科学の変化や政治的判断の変化より遅滞して起こる精神文化の変化の例である。そこでこの条約は性別役割の固定化、それも意識の中にあるこの通念こそが女性差別を生むことを指摘した。日本では女性が無償で全般にわたくって担っている家事・育児・老親介護役割、また労働していてもこれらの生命再生産役割を理由に市場労働では低賃金領域、昇格なしという環境に置かれる。このように女性をして有償労働を担いにくくしている現実をみると、現代社会の女性差別は固定的性別役割に発していることがわかる。これらの事実

を立証することは社会科学において可能であり、このような社会に生きる個人はその意識の中にその規範を内面化してゆく。このため社会的規範から完全に自由であり得ない個人の芸術表現にも性差別が色濃く反映されることになる。これを批評の対象とするのがフェミニズム文学批評である。こうした批評はさらに研ぎ澄まされた独創的表現の探究のためには有効であり、こうした批評から免れるいかなる芸術表現も頽廃の道を歩むだらう。

3-2. 区別と差別の境界画定

しかしここに区別と差別の概念上の区分の問題が出てくる。“distinction”と“discrimination”の境界画定；demarcation をどこに置くかという問い合わせる。社会構造というのはなんらかの区別によって組織化され機能している。そして個人は社会において学歴、職階、地位などの基準で区別されて生きている。これらの区別の基準が差別とみなされるかそうでないかには判断基準として一定の価値が介入してくる。価値判断は文化的に多様であり、各文化におけるその判断を当該社会が妥当とみなすとき性に基づく多様な区別のなかに「差別性のない区別」と「差別性のある区別」の境界画定の議論が必要となる。そこには自動的に正解が出てくる正典はない。このため常に批判的考察が必要とされる。

この問い合わせは性による差別のみならず社会的差別一般の問題である。特定の文化において妥当と思われている区別でも異なる文化により、また政治・経済などの社会背景の変遷によりその境界は変化する。さらに個人のレベルでは嗜好性に左右される。ジェンダー関係にある差異を考察する女性学は、文化的に形成された性による区分のなかに多くの「差別」があることを指摘する。これは一つの価値判断であり、また「私的なことは政治的である。」このとき差別を温存したい体制は性差別には妥当な区別基準があり差別ではないかのように装う文化装置をつくる。それは国家主権あるいは文化的嗜好性あるいは「表現の自由」のもとに妥当とされる。そしてこの価値判断は圧倒的男性優位の社会関係

のなかでなされる。¹⁴⁾

その結果、女性は教育機会、経済資源の活用においてより少ない機会しかなく、社会的諸資源もより少ない配分しか与えられない。この不平等な扱いはある文化では「自明」で「自然」であり、差別とは判断されないこともある。

しかし今日このような男女の社会関係は女性差別撤廃条約という国際人権規約の判断によれば明らかに差別とみなされる。ここに近代以降形成されてきた人権思想が区別と差別の判断基準に一つの境界画定基準を確立したのである。これは一つの政治的判断であり、文化である。

4. おわりに

女性学がフェミニズム思想をその根幹に置く性差別撤廃を目指す「学」であるというとき、そこに内包された「学」の意味を深く考察し、さらに「性差別」の解釈について議論が十分なされることは意味のあることである。というのは世界規模で資源の有限時代にはいる21世紀にあって、西欧やアメリカのみでない多様な価値の抬頭は否定しようもなくあり、それらの多様な価値と文化的規範相互の齟齬は今後さらに熾烈を極めるものとなることが予想されるからである。個人の自由な思考、言論を認めた上で、それでもなお成立させるべき規範とは何かを問わねばならない。そこには人間個人の存在拘束性の深い自覚が不可欠である。

今日、性差別、子どもの権利、人口、環境など国連を中心に開催される多様な文化領域に関わる国際会議は単に政治的取引の場であるのみならず、多様な価値観、嗜好性を持つ人間がこの地球で共存してゆくための知恵の出し合いの場となっている。それは特定の文化的価値を唯一無二の正典に置こうとする「保守主義」の相対化という思想闘争の場でもある。こうした世界動向を視野にいれない「学」はそれがどのような領域であろうとも空洞化は免れないだろう。

注

- 1) 日本女性学会 1979年設立 1991年日本学術会議登録
- 2) 『資料 日本ウーマンリブ史 I, II』松香堂出版
- 3) 国連による女性差別撤廃宣言(1967年)。女性差別撤廃条約は1979年に国連において採択された。
- 4) *Academic Women On The Move* pp. 393～423 Ed. Alice Rossi and Calderwood. by Russell Sage Foundation 1973
- 5) 『講座 女性学』第1巻 効草書房 1989年
- 6) 『女性学関連講座調査報告』国立婦人教育会館 1994年
- 7) 『女性社会学をめざして』田中論文 垣内出版 1981年
- 8) *Rebirth of Feminism* J. Hole & E. Levine by Quadrangle 1973
- 9) 『女性史は可能か』pp. 307～332 ミシェル・ペロー編 藤原書店 1992年
- 10) 『フェミニズム入門』國信論文 JICC 出版 1991年
- 11) 『フェミニズム・コレクション』第2巻 江原論文 岩波書店 1994年
- 12) 「女らしさの衰退と崩壊」國信論文 『アメリカ研究』アメリカ学会刊 1991年3月
- 13) 女性差別撤廃条約 前文 『女子差別撤廃条約 注解』国際女性の地位協会編 尚学社 1992年
- 14) 『フェミニズムと表現の自由』 C. マッキノン 明石書店 1994年

Summary

Framework of Women's Studies: Gender Discrimination and Feminists' Movement

Junko Kuninobu

Organizations for women's studies in Japan firstly formed in late 1970's and the academic association was established in late 80's. Before it was formed there was women's liberation movement called "Women's Lib." in early 70's among grass roots women. Although it was not widely recognized, it formed the base of feminists' studies in Japan.

Since International Women's Year of 1975 and next ten years of UN Decade for Women, the Japanese government took the action for gender equality, and ratified the Convention for Elimination of All Forms of Discrimination Against Women in 1985.

Women's studies have two dimensions in its framework. One is search for women's subjectivity in gender biased society. This means to analyze societies from gender perspective. The other is to form the solidarity among women for the movement for gender equality. The conventional understanding of academic studies is that it has to be "objective" and "scientific", not to have relationship with social movement. Women's studies have both aspects of search for objectivity, and of social movement. These two create tension in women's studies, which is meaningful for gender analysis.

Feminists recognize the society is male superior. The recognition is restricted by our existance in this society. The discrimination based on sexual division is regarded to be unjust in modern societies. The social

system that includes distinction of people can include the discriminative distinction. The problem is in what way each society and culture demarcate between discriminative distinction and distinction without discrimination. The woman's subjectivity is formed by creating her own demarcation between discrimination and distinction in the society based on her description of experiences.